

くまもと農業経営塾企画・運営業務委託に係る企画提案実施要領

1 目 的

この要領は、次の対象業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、企画コンペ方式（以下「企画コンペ」という。）により業務受託業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 企画提案の概要

(1) 委託業務名 くまもと農業経営塾企画・運営業務

(2) 業務内容

別に定める「くまもと農業経営塾企画・運営業務委託仕様書」による

(3) 主催及び事務局（提出先）

主催者 熊本県

事務局 熊本県農林水産部生産経営局 担い手支援課（熊本県庁行政棟本館 8階）

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

T E L : 096-333-2382 担当：宮竹

メール：miyatake-c@pref.kumamoto.lg.jp まで送付のこと。

（※受託業者選定後の運営等や実務打合せ等は、熊本県立農業大学校が担当）

(4) 業務説明会の実施（オリエンテーション）

① 日 時 令和7年5月8日（木）10時00分から

② 場 所 熊本県庁 行政棟本館13階 1302会議室

※オンライン併用（Webex利用を予定）

③ 申込方法 説明希望者は、別添「業務説明会参加申込書」を令和7年5月7日（水）正午（12時）までにメールにて事務局へ提出。

(5) 企画コンペ参加申し込み

企画コンペ参加希望者は、担い手支援課が提示する仕様書等を確認のうえ、次のとおり参加申込書を提出する。

① 提出様式 様式2「参加申込書」

② 添付書類

ア 会社概要

イ 直近事業年度における財務諸表

ウ 直近3決算期における主要受託業務実績

エ コンソーシアム協定書の写し（コンソーシアムで事業実施をする場合）

オ 事業者の取組に関する申出書（別紙3）及び添付資料（該当がある場合）

カ 納税証明書（原本、3ヶ月以内に発行されたもの）

・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

・熊本県税または都道府県税に未納がないことの証明書

（熊本県内に本社、支店、営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納が無いことの証明書）

キ 役員の一覧表

ク 不適正な事務処理及び熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別添）

※カ～クについて、本県の「物品調達・業務委託入札参加資格者名簿」に登録さ

れている場合には提出不要とする。

- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出先 担い手支援課
- ⑤ 提出期限 令和7年5月21日（水）16時まで
- ⑥ 提出方法 あらかじめ写しを電子メールにて事務局に提出のうえ、印刷物を持参または郵送（受付期間内必着）により提出のこと。

(6) 企画提案書の提出

- ① 提出様式 様式3「企画提案書」
- ② 提出部数 提出部数 5部（正本1部、副本4部）
- ③ 提出先 担い手支援課
- ④ 提出期限 令和7年5月28日（水）16時まで
- ⑤ 提出方法 あらかじめ写しを電子メールにて事務局に提出のうえ、印刷物を持参または郵送（受付期間内必着）により提出のこと。
- ⑥ 質疑等 参加登録者が、業務内容や企画提案書作成にあたり質疑がある場合は、令和7年5月21日（水）16時までに様式1「質問書」により電子メールにて事務局へ提出のこと。なお、受付期間を超えた質疑については回答しない。また、質問書に対する回答は、質問者を匿名として全ての参加登録者に対して行う。

(7) 選定審査会の実施（プレゼンテーション）

- ① 日時 令和7年6月5日（木）
（※詳細な時間等については、別途調整のうえ通知。）
- ② 場所 熊本県庁 防災センター3階 302会議室
- ③ 方法 提案者が参加し、提案内容について20分以内で説明する。映写機等は用いず、提出資料に基づき説明すること。

3 手続き開始の公告

手続き開始については、熊本県ウェブページにより公告する。

4 委託先の選定及び通知

(1) 企画コンペに参加できる事業者

企画コンペに参加できる事業者は、次の各号を全て満たす者とする。

- ①物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）により入札参加資格を有する者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、令和7年5月8日（木）までに入札参加資格の新規申請を行うこと。
- ②地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ③熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- ④過去3ヵ年において、農業経営者の育成等に係る研究又は受託実績があること
- ⑤消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。

⑦自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 委託先の選定

○企画提案書の審査、契約候補者の選考等を行うため、熊本県農林水産部内に審査会（以下「審査会」という。）を設置する。（審査会の構成は、別表第1のとおり）

○なお、審査会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

○審査会が開催する選考審査会において、別表第2に定める評価の視点等に基づき評価・評点を行う。

○上記の表点の合計に基づき順位点（1位：5点、2位：3点、3位：1点）をつけることとし、審査員ごとの順位点の合計により順位を決定する。

○順位点の合計が同点の場合には、高い順位の評価数が多い者を上位者とし、高い順位の合計が同数の場合には、審査会において協議の上、総合順位を決定するものとする。

○参加者が1者のみであった場合にも、選定審査会を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価するものとする。

○選考審査会においては、提案者からのプレゼンテーションを行う。

(3) 選考結果の通知

○審査会終了後、速やかに提案書を提出した者全員に通知する。なお、他のコンペ参加者、評価点、選定結果等については公表しない。

5 契約

審査の結果、契約候補者となった者と県との協議により、予算額の範囲内で、熊本県会計規則に基づき契約者及び契約金額決定の手続きを行った後、契約候補者と契約の手続きを行う。原則として契約額の1/10を契約保証金として納入する必要がある。

なお、契約候補者と契約が成立しない場合（必要となる契約条件に合致しない場合や契約の締結を辞退した場合等）は、審査会の選定において次点とされた提案者と契約締結の協議を行う。

6 予算上限額

12, 186千円（消費税及び地方消費税相当額（適用税率 10%）を含む）を上限とする。

ただし、この金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約時の予定価

格を示すものではない。

また、支払は業務実績報告後となり、前払は行わない。

7 業務実施スケジュール

○事業説明	令和7年5月8日（木）
○企画コンペ参加申し込み	令和7年5月21日（水）16時必着
○企画提案書受付締切り	令和7年5月28日（水）16時必着
○審査会（プレゼンテーション）	令和7年6月5日（木）
○結果通知	県の審査後、審査結果を通知
○契約内容協議・契約締結	審査会以降速やかに実施
○委託終了	令和8年3月19日（木）
○業務実績報告	令和8年3月19日（木）16時

8 留意事項

- ・今回の企画コンペに要する一切の経費については、応募される事業者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・採用された企画提案の著作権は、県に帰属する。
- ・参加登録者からの選考理由に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。

別表第 1

職 名	備 考
熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課 課長	審査委員長
熊本県農林水産部生産経営局担い手支援課 審議員	
熊本県立農業大学校 研修部長	

別表第2

		評価の視点		配点	小計
1	実施能力	業務の目的を達成するために必要かつ十分な能力を有しているか	会社規模、財務内容 業務を実施する体制及び主要構成員の経歴等 類似事例の業務実績	5	20
2	理解	目的及び基本方針を理解しているか	基本構成	10	
3	運営	効果的かつ効率的に塾の運営を行おうとしているか	スケジュール 事業費積算は企画に対し適正か	5	
4	講義	優れた農業経営者の育成につながるような効果的なカリキュラム構成・講師陣となっているか	カリキュラムの構成案 想定される主な講師陣(TA 含む) 実践講義の案 SNS 運営に係る案	15 15 15 5	55
5		事業計画作成支援相談会の内容等は、塾生が計画達成に向け実践できるよう配慮した内容か	実施内容	5	
6	塾生総会	修了生のネットワーク構築及びフォローアップにつながるような構成・内容となっているか	企画・実施内容	10	10
7	共通	新たな追加提案がなされているか、また効果的な内容か	企画内容	10	10
8	事業者取組	①熊本県ブライト企業認定を受けている ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度または前年度) ③事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション 21、RE100、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認定書の交付実績(当該年度または前年度)がある ④熊本県 SDGs 登録制度に登録している ⑤パートナーシップ構築宣言に登録している		1 1 1 1 1	5
計				100	100

※各委員100点満点の合計300点満点で審査し、合計点180点を下回った場合は、提案を採用しないこととする。